

約款変更の新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p><投資信託受益権振替決済口座管理約款> (この約款の趣旨) 第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において<u>取り扱う投資信託受益権に係る</u>お客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>(振替決済口座) 第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載<u>又は記録</u>をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載<u>又は記録</u>をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。</p> <p>3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載<u>又は記録</u>いたします。</p> <p>(振替決済口座の開設)</p>	<p>(この約款の趣旨) 第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において<u>取扱う投資信託受益権にかか</u>るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。</p> <p>(振替決済口座) 第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載<u>または記録</u>をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載<u>または記録</u>をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）を別に設けて開設します。</p> <p>3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載<u>または記録</u>します。</p> <p>(振替決済口座の開設)</p>

新	旧
<p>第3条 振替決済口座の開設に<u>当たっては</u>、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」により<u>お申し込み</u>いただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に<u>従い</u>本人確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定め<u>に従って</u>取り扱います。お客様には、これら法令諸規則<u>及び</u>機構が講ずる必要な措置<u>並びに</u>機構が定める機構の振替業の業務処理方法に<u>従う</u>ことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして<u>取り扱</u>います。</p>	<p>第3条 振替決済口座の開設に<u>あたっては</u>、あらかじめ、お客様から当社所定の<u>申込書</u>により<u>お申し込み</u>いただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に<u>したが</u>い本人確認を行わせていただきます。<u>また、当社所定の書類のご提出をお願いすることがあります。</u></p> <p>2 当社は、お客様から<u>申込書</u>による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡します。</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令<u>および</u>機構の社債等に関する業務規程その他の定め<u>にしたが</u>って取扱います。お客様には、これら法令諸規則<u>および</u>機構が講ずる必要な措置<u>ならびに</u>機構が定める機構の振替業の業務処理方法に<u>したが</u>うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾にかか<u>る</u>書面の提出があったものとして<u>取扱</u>います。</p>
<p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定め<u>に従</u>って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号<u>又は</u>同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に<u>従</u>い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定め<u>にしたが</u>って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号<u>または</u>同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に<u>したが</u>い本人確認を行わせていただきます。</p>

新	旧
<p>(契約期間等)</p> <p>第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。</p> <p>2 この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</p> <p>2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入りに係るものその他機構が定めるもの</p> <p>3 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</p> <p>4 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当</p>	<p>(契約期間等)</p> <p>第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。</p> <p>2 この契約は、お客様または当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</p> <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条 当社所定の申込書に押なつされた印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名または名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p><u>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの</u></p> <p><u>(2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他機構が定めるもの</u></p> <p><u>(3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）</u></p> <p><u>(4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振</u></p>

新	旧
<p>社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p>5 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p>6 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの</p> <p>イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p>ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日</p> <p>ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p>ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p>ホ 償還日</p> <p>ヘ 償還日翌営業日</p> <p>7 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付け<u>ないもの</u></p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに<u>当たっては</u>、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（<u>又は署名</u>）により記</p>	<p>替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p><u>(5)</u> 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p><u>(6)</u> 販社外振替（振替先<u>または</u>振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの</p> <p>イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p>ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日</p> <p>ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p>ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)</p> <p>ホ 償還日</p> <p>ヘ 償還日翌営業日</p> <p><u>(7)</u> 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を<u>受付ないもの</u></p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに<u>あたっては</u>、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（<u>または署名</u>）</p>

新	旧
<p>名押印（又は署名）してご提出ください。</p> <p>1 当該振替において<u>減少及び増加の記載又は記録</u>がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数</p> <p>2 お客様の振替決済口座において<u>減少の記載又は記録</u>がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>3 振替先口座及びその直近上位機関の名称</p> <p>4 振替先口座において、<u>増加の記載又は記録</u>がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p>5 振替を行う日</p> <p>3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 当社に投資信託受益権の<u>買取り</u>を請求される場合、前各項の手続きを<u>また</u><u>ずに</u>投資信託受益権の振替の申請があったものとして<u>取り扱</u>います。</p>	<p>名）により記名押印（<u>または署名</u>）してご提出ください。</p> <p><u>(1)</u> 当該振替において<u>減少および増加の記載または記録</u>がされるべき投資信託受益権の銘柄<u>および</u>口数</p> <p><u>(2)</u> お客様の振替決済口座において<u>減少の記載または記録</u>がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p><u>(3)</u> 振替先口座<u>および</u>その直近上位機関の名称</p> <p><u>(4)</u> 振替先口座において、<u>増加の記載または記録</u>がされるのが、保有口か質権口かの別</p> <p><u>(5)</u> 振替を行う日</p> <p>3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 当社に投資信託受益権の<u>買取</u>を請求される場合、前各項の手続きを<u>待たず</u>に投資信託受益権の振替の申請があったものとして<u>取扱</u>います。</p>
<p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 当社は、お客様から<u>お申し出</u>があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の<u>申し出</u>があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を<u>受け付けない</u>場合、当社は振替の<u>申し出</u>を<u>受け付けない</u>ことがあります。</p>	<p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 当社は、お客様から<u>お申出</u>があった場合には、他の口座管理機関へ<u>の振替</u>を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の<u>申出</u>があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を<u>受付ない</u>場合、当社は振替の<u>申出</u>を<u>受付ない</u>ことがあります。<u>また、当社で投資信託受益権を受入れるときは、</u></p>

新	旧
<p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書により<u>お申し込み</u>ください。</p> <p>(担保の設定)</p> <p>第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに<u>従い</u>、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p>(抹消申請の委任)</p> <p>第9条 振替決済口座に記載<u>又は</u>記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還<u>又は</u>信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載<u>又は</u>記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消<u>又は</u>その申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の</p>	<p><u>渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。</u></p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書により<u>お申込み</u>ください。</p> <p>(担保の設定)</p> <p>第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに<u>したが</u>い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p>(抹消申請の委任)</p> <p>第9条 振替決済口座に記載<u>または</u>記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還<u>または</u>信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p>(償還金、解約金および収益分配金の代理受領等)</p> <p>第10条 振替決済口座に記載<u>または</u>記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消<u>または</u>その申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金<u>および</u>収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客</p>

新	旧
<p>受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p> <p>2 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの<u>申込み</u>があれば、お客様の振替決済口座に記載<u>又は記録</u>がされている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消<u>又は</u>その申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部<u>又は一部</u>を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>1 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）</p> <p>2 残高照合のための報告</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、<u>速やか</u>に当社のお客様相談室に直接ご連絡ください。</p> <p>3 当社が届出のあった名称、住所に<u>あてて</u>通知を行い<u>又は</u>その他の送付書類を発送した場合には、延着し<u>又は到達</u>しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（<u>金商法</u>第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34</p>	<p>様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p> <p>2 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様から<u>申込</u>があれば、お客様の振替決済口座に記載<u>または記録</u>がされている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消<u>または</u>その申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部<u>または一部</u>をお客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>1 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）</p> <p><u>(1)</u> 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）</p> <p><u>(2)</u> 残高照合のための報告</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、<u>すみやか</u>に当社のお客様相談室に直接ご連絡ください。</p> <p>3 当社が届出のあった<u>氏名</u>または名称、住所<u>あてに</u>通知を行い<u>または</u>その他の送付書類を発送した場合には、延着し<u>または到着</u>しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（<u>金融商品取引法</u>第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第</p>

新	旧
<p>条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して<u>速やかに</u>回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1 個別のデリバティブ取引等に<u>係る</u>契約締結時交付書面</p> <p>2 当該デリバティブ取引等に<u>係る</u>取引の条件を記載した契約書</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 印章を失ったとき、<u>又は</u>印章、氏名<u>若しくは</u>名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、<u>直ちに</u>当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出<u>又は</u>「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替<u>又は</u>抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名<u>又は</u>名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名<u>又は</u>名称、住所、共通番号等とします。</p>	<p>34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して<u>すみやかに</u>回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) 個別のデリバティブ取引等にかかる<u>契約締結時</u>交付書面</p> <p>(2) 当該デリバティブ取引等に<u>かかる</u>取引の条件を記載した契約書</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第12条 印章を失ったとき、<u>または</u>印章、氏名<u>もしくは</u>名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、<u>ただちに</u>当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」<u>その他必要と認める</u>書類をご提出<u>または</u>「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替<u>または</u>抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名<u>または</u>名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名<u>または</u>名称、住所、共通番号等とし</p>

新	旧
<p>(口座管理料)</p> <p>第 13 条 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>2 当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。</p> <p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第 14 条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>1 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務</p> <p>2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	<p>ます。</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第 1 3 条 当社は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後 1 年を経過するごとに当社所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>2 当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。</p> <p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第 1 4 条 機構または上位機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 1 1 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。</p> <p>(1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構または上位機関において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益分配金の支払いをする義務</p> <p>(2) その他、機構または上位機関において、振替法に定める超過記載または記録にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>

新	旧
<p>(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)</p> <p>第 15 条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、<u>又は</u>当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載<u>又は</u>記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 銘柄名称 2 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載<u>又は</u>記録をする当社の直近上位機関<u>及び</u>その上位機関（機構を除く。） 3 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載<u>又は</u>記録がなされる場合、前号の直近上位機関<u>及び</u>その上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載<u>又は</u>記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数 	<p>(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)</p> <p>第 15 条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、<u>または</u>当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載<u>または</u>記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 銘柄名称 (2) 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載<u>または</u>記録をする当社の直近上位機関<u>および</u>その上位機関（機構を除きます。） (3) 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載<u>または</u>記録がなされる場合、前号の直近上位機関<u>および</u>その上位機関（機構を除きます。）の顧客口に記載<u>または</u>記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数
<p>(機構において<u>取り扱う</u>投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第 16 条 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p>	<p>(機構において<u>取扱う</u>投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第 16 条 当社は、機構において取扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。</p> <p>2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。</p>
<p>(解約等)</p> <p>第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、<u>直ち</u>に当社所定の手続きをとり、</p>	<p>(解約等)</p> <p>第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、<u>ただちに</u>当社所定の</p>

新	旧
<p>投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの<u>申し出</u>により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>1 お客様から解約の<u>お申し出</u>があった場合</p> <p>2 お客様が手数料を支払わないとき</p> <p>3 お客様がこの約款に違反したとき</p> <p>4 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</p> <p>5 お客様が口座開設申込時に<u>した確約</u>に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を<u>申し出た</u>とき</p> <p>6 お客様が<u>暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た</u>とき</p> <p>7 お客様が<u>暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た</u>とき</p> <p>8 やむを得ない事由により、当社が解約を<u>申し出た</u>とき</p> <p>2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、</p>	<p>手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの<u>申出</u>により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) お客様から解約の<u>お申出</u>があった場合</p> <p>(2) お客様が手数料を支払わないとき</p> <p>(3) お客様がこの約款に違反したとき</p> <p>(4) 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高が<u>相当の期間においてない</u>場合</p> <p>(5) お客様が第22条に定めるこの約款の変更不同意するとき</p> <p>(6) お客様が口座開設申込時に<u>行った表明・確約</u>に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を<u>申出た</u>とき</p> <p>(7) お客様が<u>暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、総会屋、その他反社会的勢力であると判明し、日本証券業協会規則「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」に基づき、当社がお客様に解約を申出た</u>場合</p> <p>(8) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、または法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い当社が契約を継続しがたいと認めたとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を<u>申出た</u>とき</p> <p>(9) やむを得ない事由により、当社が解約を<u>申し出た</u>とき</p> <p>2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。</p>

新	旧
<p>第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、<u>直ち</u>にお支払いください。</p> <p>3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p>第18条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載<u>又は</u>記録されている投資信託受益権<u>及び</u>金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(緊急措置)</p> <p>第19条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、<u>又は</u>店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（<u>又は</u>署名）を届出の印鑑（<u>又は</u>署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替<u>又は</u>抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p>	<p>この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、<u>ただち</u>にお支払いください。</p> <p>3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p>第18条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載<u>または</u>記録されている投資信託受益権<u>および</u>金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(緊急措置)</p> <p>第19条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、<u>または</u>店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p><u>(1)</u> 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p><u>(2)</u> 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（<u>または</u>署名）を届出の印鑑（<u>または</u>署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替<u>または</u>抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p>

新	旧
<p>3 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に<u>直ち</u>には応じられない場合に生じた損害</p> <p>5 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>6 第 19 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>	<p><u>(3)</u> 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p><u>(4)</u> 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、<u>または</u>当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替<u>または抹消に<u>ただち</u></u>には応じられない場合に生じた損害</p> <p><u>(5)</u> 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、<u>または</u>第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p><u>(6)</u> 第 19 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</p>
<p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p>第 21 条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと<u>並びに</u>第 3 号<u>及び</u>第 4 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして<u>取り扱います</u>。</p> <p>1 振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載<u>又は</u>記録に関する振替機関への申請</p> <p>2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出<u>など</u>）</p>	<p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p>第 21 条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載<u>または</u>記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第 1 号<u>および</u>第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと<u>ならびに</u>第 3 号<u>および</u>第 4 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして<u>取扱います</u>。</p> <p><u>(1)</u> 振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載<u>または</u>記録に関する振替機関への申請</p> <p><u>(2)</u> その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出<u>等</u>）</p>

新	旧
<p>3 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</p> <p>4 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p>	<p><u>(3) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること</u></p> <p><u>(4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</u></p>
<p>(この約款の変更)</p> <p>第 22 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>(この約款の変更)</p> <p>第 2 2 条 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに<u>変更されることがあります。</u></p> <p><u>(1) 変更の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくは新たな義務を課することになる等、重要な変更があった場合には、その内容を通知させていただきます。</u></p> <p><u>(2) 上記にかかわらず軽微な変更があった場合は、当社の定める方法でお知らせします。</u></p> <p><u>(3) 本約款の条項中、当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更に同意していただいたものとさせていただきます。</u></p>
<p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第 23 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、</p>	<p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第 2 3 条 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の<u>(1)、(2) または (3)</u> に該当する場合および該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当</p>

新	旧
<p>この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、<u>法人又はその他の組織</u></p> <p>② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人<u>又はその他の組織</u></p> <p>③ F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p> <p>付 則 この約款は、2019年6月15日より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p><u>(1)</u> 米国における納税義務のある自然人、<u>法人またはその他の組織</u></p> <p><u>(2)</u> 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人<u>またはその他の組織</u></p> <p><u>(3)</u> F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p>